埼玉県高等学校等奨学金事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県高等学校等奨学金に関する条例(平成18年埼玉県条例 第61号。以下「条例」という。)及び埼玉県高等学校等奨学金に関する規則(平 成18年埼玉県教育委員会規則第41号)に基づく埼玉県高等学校等奨学金(以下 「奨学金」という。)の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

- 第2条 条例第3条第1号ハに規定する「品行方正であって、学業に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。
 - (1) 学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好な者として在学する高等学校等の長の推薦を受けているもの。
 - (2) 埼玉県高等学校等奨学金取扱要領に規定する継続貸与希望者(埼玉県立高等学校に在学する者に限る。)にあっては、授業料及び入学料の滞納がないもの、又は滞納授業料若しくは滞納入学料について納入誓約書を提出しているもの。
 - (3) 経済的理由により修学が困難な者として、その者の属する世帯の道府県民税の 所得割の額と市町村民税の所得割の額とを合算した額が別に定める基準額以下で あるもの。

(貸与できる期間)

- 第3条 奨学金を貸与できる期間は、貸与を希望する者が在学する高等学校等における正規の修業年限とする。ただし、修業年限の定めのない高等学校等に在学する者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。
 - (1) 高等学校の定時制の課程及び通信制の課程 4年
 - (2) 専修学校の高等課程 3年

(奨学金の貸与額)

第4条 奨学金の貸与を受ける者は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、国又は地方 公共団体が設置する高等学校等に在学する者にあっては同表の中欄に掲げる金額、 私立の高等学校等に在学する者にあっては同表の右欄に掲げる金額のうちから、奨 学金の貸与の額を選択することができるものとする。

| 種類 | 国又は地方公共団体が設置する | 私立の高等学校等に在学する者 |
|-------|----------------|----------------|
| | 高等学校等に在学する者 | |
| | 25,000円 | 40,000円 |
| 月額奨学金 | 20,000円 | 30,000円 |
| | 15,000円 | 20,000円 |
| 入学一時金 | 100,000円 | 250,000円 |
| | 50,000円 | 100,000円 |

(貸与の中止)

- 第5条 奨学金の貸与を受ける者が、次の各号のいずれかに該当するときは、埼玉県 教育委員会教育長が指定する金融機関(次条において「指定機関」という。)は、 条例第3条第3号ハの規定に基づき、奨学金の貸与を中止するものとする。
 - (1) 休学したとき。
 - (2) 不正な手段で奨学金の貸与を受けたとき。

(返還)

- 第6条 指定機関は、高等学校等の正規の修業年限(修業年限の定めのない高等学校等に在学する者については、第3条各号に規定する修業年限とする。)を満了する 日の属する年度の翌年度の初日から起算して4年6月を経過した後から奨学金を返還させるものとする。ただし、貸与を受けた者が希望するときは、いつでも返還を開始させることができるものとする。
- 2 指定機関は、奨学金の貸与を受けた者が希望するときは、いつでも奨学金の全部 又は一部を繰り上げて返還させることができるものとする。
- 3 指定機関は、返還を開始する月から起算して最長12年以内に奨学金を返還させるものとする。
- 4 指定機関は、奨学金の貸与を受けた者から正当な理由がなく奨学金を返還すべき 日までにこれが返還されなかったときは、当該奨学金を返還すべき日後に発生する 延滞にかかる費用を当該奨学金を返還すべき者に負担させることができるものとす る。

(返還債務の履行猶予)

- 第7条 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当し、県が奨学金の返還の債務の履行を猶予する必要があると認めたときは、奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けることができるものとする。
 - (1) 高等学校等、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学するとき。
 - (2) 災害又は傷病により奨学金の返還が困難であると認められるとき。
 - (3) その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるとき。(返還債務の免除)
- 第8条 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当し、県が奨学金の返還の債務の免除をする必要があると認めたときは、奨学金の返還の債務の一部又は 全部の免除を受けることができるものとする。
 - (1) 在学中の活動実績が顕著な者として次の要件のいずれにも該当すると認められるとき。
 - イ 奨学金の貸与を受けたときにおいて、経済的理由により著しく修学が困難で あること。
 - ロ 高等学校等在学中において、学習成績が顕著であること。
 - ハ 高等学校等在学中において、活動実績が顕著であること。

- (2) 死亡したとき。
- (3) その他やむを得ない事由により奨学金を返還することができなくなったと認められるとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の貸与、返還等に関し必要な事項は、 別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。